

教員の働き方改革について

―笠間市教育委員会「学校の働き方改革プラン」―

1 はじめに

児童・生徒を取り巻く環境や保護者・社会からの要望が多様化・複雑化する中で、教員の多忙化と長時間労働が問題となっており、茨城県においても職員の勤務時間に関する条例が改正され平成31年4月1日から施行されました。これを受け、本市においては、令和6年度末までに月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにすることを目標に立て、校務支援システム（以下「C4th」という。）の導入、学校閉庁日の設定、超過勤務時間調査の実施、留守番電話の運用、部活動指導員の配置等をおこない、働き方改革の推進に取り組んでまいりましたが、まだ目標が達成できておりません。そこで、本市では、教員の働き方を更に見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善にさらに取り組むとともに、教員の意識改革を含め、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために新しいプランを策定しました。

2 目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図る。

3 目標

令和9年度末までに、月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにする。

4 取組の方向性

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担軽減

5 具体的な取り組み

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
 - ① 教員の勤務時間管理の徹底
 - 「勤怠管理システム」を適切に運用する。※
 - ② 教育委員会における勤務実態の把握
 - 1か月毎に集計結果を小・中・義務教育学校ごとに超過在校時間を算出し45時間以上の職員数の割合を公表する。
 - ③ 学校閉庁日の設定と休暇取得の推進
 - 現在の閉庁日8月13日～8月15日、11月13日、12月28日、1月4日
 - 年次休暇取得の促進を図り、年間5日以上取得できるよう計画年休を推進する。
 - ④ 留守番電話の設置（平成31年4月より）
 - 留守番電話を午後5時～午前7時30分に設定する。※
 - ⑤ 教育委員会が主催する会議・研修会の見直しと削減
 - ⑥ 市働き方改革推進委員会のもと業務改善の推進と教員のマネジメント力の向上を図る
 - 働き方改革推進委員会は指導室指導主事、校長会代表、各学校の校内働き方改革推進委員で構成する。
 - 働き方改革推進委員会は年3回実施をする。
 - 働き方改革推進委員会は以下の内容について積極的な取り組みを行う。
 - ア 月1回の一斉退勤日を設定する。

- ・毎月第3水曜日 17:00 までに市内小・中・義務教育学校の全教職員が退勤する。
- イ 学校毎に週1回以上の定時退勤日を設定する。
 - ・市内小・中・義務教育学校で、学校の実態に応じて毎週1回の定時退勤日を設定する。
- ウ 学校行事や会議、打ち合わせ等の見直し。
 - ・「スクラップ アンド ビルド」の意識
 - ・以前からある体験活動等の見直しや廃止の検討
 - ・行事の練習・準備期間の短縮
- エ 最終退勤時刻を設定する。
 - ・毎日 19:15 までに全教職員が退勤し、19:15 には完全消灯する。
- オ 勤務間インターバルの推進※
 - ・終業から始業までに12時間以上の継続した休息時間を確保する、いわゆる「勤務間インターバル」の取組を推進する。

◎ 令和7年度の目標事項

ア 月1回の一斉退勤の実施。

イ 学校毎に週1回以上の定時退勤の実施。

エ 最終退勤時刻の厳守。

の完全実施

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

- ① C4t hの活用促進（ペーパーレス化、学習指導案の共有、ICT教材の共有化等）
 - ICT教材の積極的な導入により、課題作成等の業務の縮減を図る。
 - 既存の計画書・報告書、学校だより等を活用することにより、資料の簡素化を図る。
- ② 各学校における会議等の効率化の推進
 - 校内研修の実施時期、回数等の見直しを図る。
 - 勤務時間内での会議の開催、学年会等の回数・時間の縮減。
- ③ 教育委員会から学校への連絡等を行う時間等の配慮
 - 教育委員会からの電話連絡は定時内に行うようにする。
- ④ 授業日における教員を対象とする市教委主催の会議や研修会の見直しと削減
- ⑤ 2学期制の導入（前後期）
- ⑥ 年間行事の精選及び実施行事内容の精選の推進
 - 教育課程時間割の見直し。（5時間授業の実施）
 - 年間行事の精選・削減は、中学校区で話し合い、共通理解のもと進める。
 - 特別時間割練習を組んでの運動会等の縮減。
 - 家庭訪問は場所確認のみ、個別面談時に対応。
- ⑦ 採点システムの導入
- ⑧ 下校時の交通誘導への協力依頼（地域ボランティアの活用）
- ⑨ 電話・面談・家庭訪問等を、原則午後5時以降は行わないようにする。※

(3) 学校を支える人員体制の確保

① 専門スタッフの配置の促進

学力向上支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育支援室支援員、特別支援連携コーディネーター、特別支援教育支援員、ICT教育指導支援員、就学前教育アドバイザー、外国語指導助手コーディネーター、スクール・サポート・スタッフなど

② コミュニティスクールの導入

- 令和３年度 市内全学校で導入
- 地域ボランティアを効果的に活用する。

(４) 部活動の負担軽減

- ① 笠間市（各学校）における「中学校・義務教育学校部活動運営方針」の運用
 - ・部活動の休養日を確実に設ける。平日の活動日を週３日とする。※
 - ・部活動の活動時間帯を早める。
 - ・小学校の部活動 【スナッグゴルフ、相撲、金管バンド等の外部指導者導入（学校ボランティアなど）】
- ② 部活動指導員の導入促進 ※令和元年度より実施
- ③ 部活動数の削減と複数顧問制の導入
- ④ 部活動の地域展開の推進

６ その他

- ① 欠席連絡受付など、校務のＩＣＴ化促進
- ② 夏休み中のフレックスタイム（朝型勤務）の導入
 - ※熱中症予防を見据えた朝型部活動の実施 等
- ③ 学校で受ける電話の録音対応の実施（一部学校で試行）※

７ 資料

(１) 職員の勤務時間に関する条例等の一部改正等について（通知）より

- ① 改正の概要
 - ア 時間外勤務命令の規定追加（条例関係）
 - ・任命権者は、公務のため臨時又は緊急に必要な場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。
 - イ 時間外勤務命令の上限設定（規則関係）
 - ・任命権者は、原則１箇月について４５時間かつ１年において３６０時間の範囲内（特例として通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的又は緊急に１年について７２０時間かつ２～６箇月平均８０時間等の範囲内）で、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
 - ウ 上限の適用除外・要因の整理分析等（規則関係）
 - ・災害その他避けることができない事由の場合は、上限を超えて時間外勤務を命ずることができる。
 - ・上限を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする。
- ② 施行日 平成３１年４月１日

(２) 義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第７条の２

義務教育諸学校等の教職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に挙げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要業務

○文中の「※」については、新たに追加した内容になります。